

5 老朽住宅除却事業



現在、全国的に空き家が増加傾向にあり、安全面や景観面などにおいて、大きな問題となっています。そこで、町では、今年度から老朽住宅除却事業に対する補助を始めます。

1 補助対象者	①いの町内にある老朽住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者など町長が認めた者を含む。 ②いの町税などを滞納していない者
2 補助対象建築物	①いの町地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路の沿道に位置する老朽化した木造住宅など ②別表第1に規定する基準で100点以上の評定があるもの
3 補助金額	除却工事費に10分の8を乗じて得た額とし、その限度額は164万5千円とする。

別表 第1

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
1 構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの(注)	25	
2 構造の腐朽又は破壊の程度	基礎 土台 柱 はり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているものなど小修理を要するもの	25	100
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるものなど大修理を要するもの	50	
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	外壁 (注)	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの(注)	15	
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの(注)	25	
	屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	
		屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木などが腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
屋根が著しく変形したもの		50		
3 防火上又は避難上の構造の程度	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		延焼のおそれのある外壁面数が3以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4 排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

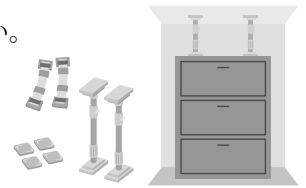
合計 点

(備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

(注) 界壁の構造や仕上材の状況は、内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

6 家具転倒防止

町では、自分で家具の転倒防止対策のできない世帯に対して、取付金具代はご負担していただき、委託業者に取付作業を依頼します。



1 事業の流れ	申請書の提出 →取付可否の判断 → 決定通知書の送付 → 委託業者の現地確認 → 取付作業 → 事業完了
2 補助対象者	①65歳以上の一人暮らし世帯 ②75歳以上の高齢者のみの世帯 ③身体障害者手帳の交付を受けた者がいる世帯で、世帯の全員が金具などを取付できない場合 ④療育手帳の交付を受けた者がいる世帯で、世帯の全員が金具などを取付できない場合 ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯で、世帯の全員が金具などを取付できない場合 ⑥介護保険認定台帳により要支援、要介護認定を受けた者がいる世帯で、世帯の全員が金具などを取付できない場合 ⑦前6号に掲げるもののほか、町長が必要と認める世帯
3 固定箇所数	一世帯につき5箇所まで
4 その他注意事項	①取付金具代は自己負担となります ②家具の柱、壁などの補強は行いません。 ③借家などの場合、家屋の所有者又は管理者の承諾が必要となります。 ④設置後、必ず転倒しないことを保証するものではありません。